

令和7年 第3回白石町農業委員会総会議事録(閲覧用)

1 開催日時 令和7年3月5日(水) 午前9時00分～10時22分

2 開催場所 白石町総合センター 2階 集団指導室

3 出席委員(35人)

No.	委員氏名	No.	委員氏名	No.	委員氏名
1	木下 善明	14	淵上 誠	27	古賀 茂昭
2	松尾 貴江	15	江口 和広	28	藤井 啓二
3	大曲 弥素男	16	川崎 照子	29	一ノ瀬 美佐子
4	大串 勝	17	川崎 俊幸	30	橋口 均
5	川崎 勝巳	18	香月 幸雄	31	外尾 美津子
6	岩永 政幸	19	前田 則尋	32	吉原 春樹
7	土井 哲夫	20	松尾 利助	33	岩石 学
8	溝上 博信	21	満田 直昭	34	山崎 三智治
9	香月 伸幸	22	久原 一義	35	生島 義明
10	橋本 重吉	23	久原 勤	36	片渕 秋正
11	中村 康則	24	前田 達雄	37	片渕 久司
12	溝口 昇	25	筒井 恒司		
13	江頭 浩二	26	池上 勝文		

4 欠席委員(2人)

17番 川崎俊幸 20番 松尾利助

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 令和7年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について
- 5 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 農地パトロールの報告

業務連絡事項

- 1 令和7年第4回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 令和7年4月8日(火)9時00分
場所 白石町役場 3階 大会議室
- 2 その他

6 出席職員

農業委員会事務局	事務局長	山下英治
	課長補佐兼農地農政係長	石田善人
	農地農政係長	三原淳彦

7 その他出席職員

なし

8 その他

9 会議の概要

事務局長 皆様おはようございます。

先月は、福岡県大木町と熊本県荒尾市への視察研修、また 3 町合併 20 周年記念式典への出席、更には熊本県長洲町からの視察対応等々、ご協力いただきましてありがとうございました。

また、本日の議案配布については、当初、先週金曜日の 2 月 28 日を予定しておりましたが、所有権移転や利用権の設定等、ぎりぎりまで申請を受理した関係から、議案書作成に時間を要し、3 月 3 日の配布となり、ご迷惑をおかけしました。

それではただ今から、令和 7 年 3 月第 3 回白石町農業委員会総会を開会いたします。始めに、片渕会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、17 番 川崎俊幸委員、20 番 松尾利助委員から欠席の届け出があつております。また、28 番 藤井啓二委員、29 番 一ノ瀬美佐子委員から、少し遅くなる旨の連絡があつております。

ただ今の出席委員は 37 名中 33 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、4 番 大串勝委員、5 番 川崎勝巳委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第 33 号 =

議長 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 33 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 33 号、議案書 1 ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。

議案の位置図は、1 ページから 2 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月26日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、譲受人の家族が一般住宅を建築するため宅地を購入され、その宅地に隣接する申請農地を売渡される申請です。

譲受人は現在、米、麦、大豆、玉葱、レンコン等、578aで営農されています。

譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第33号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 34 号＝

議長 続きまして、議案番号第34号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第34号、権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。

議案の位置図は、3ページから4ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月28日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は譲受人の自宅のすぐ近くで、もともと譲渡人の父が所有されており、今回の申請をなされたものです。

譲受人は米、麦、大豆などを約 11.4ha 作付けされています。

今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 34 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 34 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 35 号 =

議長 続きまして、議案番号第 35 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 35 号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、父から子への贈与です。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 35 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 35 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 36 号 =

議長 続きまして、議案番号第 36 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 36 号、権利の種類は、利用権設定、賃借です。

申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。

申請の事由は、〇〇市において障害者福祉事業を運営されている〇〇が、農福連携事業の一環として、蓮根の栽培をされるものです。

議案の位置図は、5 ページから 6 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請農地は、貸付人が作付けしており、借受人へ賃貸借するための申請となります。

借受人の従業員は、20 年以上蓮根を作付けされており、営農されています。

借受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、賃借権の設定については問題無いと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。

10a あたり〇〇円となっていますが、だいたい〇〇円ぐらいですが、安い金額になったのは、何か理由があるのでしょうか。

例えば、下に石が入っているとか。

事務局 まず、ここの農地は、今回の農地パトロールの対象となっていた農地でございます。農業委員さんのご尽力で、今はきれいになっております。

先ほど、平均が〇〇円という話があっておりましたが、そういう諸事情がありまして、お互いの話の中で、〇〇円と決まっております。

議長 他にないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 36 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 36 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 37 号 =

議長 続きまして、議案番号第 37 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 37 号、議案書 2 ページです。
権利の種類は、所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望によるものです。
議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 2 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地は、譲受人が所有する農地に隣接している申請地農地を売渡される申請です。
譲受人は現在、米、麦、大豆等を作付けされています。
譲受人は、今後も周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題無いと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 37 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 37 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 38 号＝

議長 続きますので、2「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第38号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第38号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
農地区分は、農用地区域内農地です。
農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、
農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。
土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。
議案の位置図は、9ページから11ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として2月28日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業用資材置場及び駐車場として使用するための申請です。
周辺農地への影響もなく、駐在員、生産組合長からも同意を得られていることから、
転用はやむを得ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第38号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第38号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 39 号＝

議長 続きます、議案番号第 39 号。本件につきましては、30a を超える農地転用で、常設審議委員会の付議事項となります。大規模な転用案件については、申請者に説明を求めることとしており、本日、お越しいただいておりますので、〇〇様の入室をお願いします。

(申請者入室)

議長 それでは、議案番号第 39 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 39 号、議案書 3 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、ラップロール置場、農業用施設、農業用機械置場及び駐車場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、生産組合長、隣接農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。続いて〇〇様から補足等あればお願いします。

申請者 特にありません。

議長 それではこれについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。
○○さんに質問していいでしょうか。
隣の○○-○の畑、一番端っこだではなく、ここにした理由はありますか。

申請者 そこは牛舎が建っています。

○番 分かりました。

○番 肥育ですか。

申請者 繁殖です。

○番 繁殖で、今、何頭ぐらいいいますか。

申請者 親牛が 37 頭、子牛が 20 頭です。

○番 それで、また増設をするのですか。

申請者 置場がなくなってしまったので、増設をしないといけなくなりました。
受け渡しは済んでいませんが、牛舎建設していたので。

○番 県の常設委員会で質問をされるので、質問しました。

議長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。○○様の退室をお願いします。

(申請者退室)

議長 それでは、議案番号第 39 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 39 号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 40 号＝

議長 続きます、議案番号第 40 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 40 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地です。

農地区分の該当事項としましては、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、15 ページから 17 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、相続により申請地を取得されましたが、農地転用の手続きがなされていないことを知らずに、倉庫や通路として使用されていたため、今回申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 40 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 40 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 41 号 =

議長 続きますして、議案番号第 41 号について事務局に説明を求めます。なお、議事参与の制限から、〇番、〇〇委員の退室をお願いします。

(委員退出)

事務局長 議案番号第 41 号、議案書 4 ページです。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、18 ページから 20 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、住宅を建て替えの際に造成され、宅地として利用されていたため今回申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 41 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 41 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

〇〇委員の入室を許可します。

＝議案番号第 42 号＝

議長 続きますして、議案番号第 42 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 42 号、申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、21 ページから 23 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明を事務局からお願いします。

事務局 ○番の○○委員に代わり事務局から説明をさせていただきます。

地元農業委員として 2 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

申請人は、青果会社から委託を受けて、農産物の加工や袋詰め作業などをされており、その作業場や倉庫、駐車場などの申請をなされたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 42 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 42 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 43 号＝

議長 続きます、3「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
議案番号第43号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第43号、議案書5ページです。

権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第2種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、24ページから26ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として2月28日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、譲受人の自宅に隣接しており、農業用機械置場や農業用資材置場として利用されていたため、今回申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長及び隣接土地所有者から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 43 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 44 号＝

議長 続きまして、議案番号第 44 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 44 号、権利の種類は、所有権移転、売買です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 2 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、27 ページから 29 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 26 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、申請人が一般住宅を建設するにあたり、隣接する申請農地を農業用資材置場にするための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の耕作者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見等ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 44 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 44 号は原案のとおり申請を

許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 45 号＝

議長 続きまして、議案番号第 45 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 45 号、議案書 6 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としましては、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、30 ページから 32 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

借受人は認定農業者でもありますが、造園業も営んでおり、自宅横である申請地に造園業用の資材置場や駐車場を整備する申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地所有者等から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 45 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 45 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 46 号＝

議長 続きまして、議案番号第 46 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 46 号、権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②及び④は、既存の施設の拡張、③は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、33 ページから 35 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、駐車場として使用するための申請です。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、隣接農地の所有者・耕作者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていることについては十分指導しております。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 46 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 46 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 47 号＝

議長 続きまして、議案番号第 47 号について事務局に説明を求めます。なお、議事参与の制限から、○番、○○委員の退室をお願いします。

(委員退出)

事務局長 議案番号第 47 号、議案書 7 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分としまして、①②及び④は、農用地区域内農地、③⑤及び⑥は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①②及び④は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、③⑤及び⑥は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①②及び④は、用途区分の変更、③⑤及び⑥は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、36 ページから 38 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番、○○委員。

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回新たに農業用倉庫、駐車場、機械・資材置場の整備を計画されていますが、自宅に隣接した農地は、農業用倉庫として利用されていたため、併せて申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。

ご審議をお願いします

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。

これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 47 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 47 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

〇〇委員の入室を許可します。

＝議案番号第 48 号＝

議長 続きまして、議案番号第 48 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 48 号、議案書 8 ページです。

権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分としまして、①は、農用地区域内農地、②及び③は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地、②及び③は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、用途区分の変更、②及び③は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、39 ページから 41 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 2 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。

今回新たに従業員駐車場、農業用機械置場の整備を計画されていますが、事務所に隣接した農地は、農産物集出荷倉庫として利用されていたため、併せて申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転

用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 48 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 48 号は原案のとおり申請を
許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

= 議案番号第 49 号 =

議長 続きまして、議案番号第 49 号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 49 号、議案書 9 ページです。

権利の種類は、所有権移転、贈与です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第 1 種農地です。

農地区分の該当事項としまして、①は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内に
ある農地、②は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ございま
す。

許可基準の該当事項としまして、①は、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜
産物販売施設並びに既存の施設の拡張でございます。②は、農業用施設、農畜産物処
理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申
請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、42 ページから 44 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番、〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。

地元農業委員として2月27日に事務局と現地確認を行いました。

申請地は、自宅に隣接しており、農業用倉庫や資材置場、家庭菜園として利用されていたため、今回申請されたものです。

周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。

なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第49号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第49号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 50 号 ＝

議長 続きまして、議案番号第50号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第50号、権利の種類は、使用貸借権の設定です。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、第1種農地です。

農地区分の該当事項としましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、①は、既存の施設の拡張、②は、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、45ページから47ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

委員 地元農業委員として2月26日に事務局と現地確認を行いました。
申請人は親戚関係にあり、借受人の住宅を建設する際に住宅や庭として整備されていたため、今回申請されたものです。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長から同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。
なお、以前から無断で転用されていたことについては十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第50号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第50号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝ 議案番号第 51 号 ＝

議長 続きまして、4「令和7年白石町農用地利用集積計画(3号)の承認決定について」を議題とします。議案番号第51号について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第51号の「農用地利用集積計画(3号)について」ご説明いたします。
1ページをご覧ください。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は11件となっております。

続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページから4ページの相対での設定が40件、5ページから14ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が118件、合わせて158件の計画が提出されており、賃借権設定が153件、使用貸借権設定が5件となっております。

区分の内訳として新規が121件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが25件ありました。再設定は37件でした。

今回の利用権の総面積は898,203.45㎡です。

利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが37件、会社法人によるものが3件、農地中間管理機構によるものが118件となっております。

なお、今回の計画の中で未相続農地は45件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要

件を満たすものとして 169 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず所有権移転について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、所有権移転関係のうち、1 ページの整理番号 1 番について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 51 号、所有権移転うち、1 ページの整理番号 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。○○委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの所有権移転について審議します。質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 51 号、所有権移転うち、1 ページの整理番号 1 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。進行の都合上、議事参与の制限関係分を先に審議します。○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員、○番 ○○委員の退室をお願いします。

(委員 退室)

議長 それでは、利用権設定関係のうち、2 ページの整理番号 1 番、3 ページの整理番号 22 番、5 ページの整理番号 1 番、13 ページの整理番号 101 番について、質疑ご意見がございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 51 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番、3 ページの整理番号 22 番、5 ページの整理番号 1 番、13 ページの整理番号 101 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

○○委員、○○委員、○○委員、○○委員の入室を許可します。

(委員 入室)

議長 引き続き、残りの利用権設定について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 51 号、利用権設定のうち、2 ページの整理番号 1 番、3 ページの整理番号 22 番、5 ページの整理番号 1 番、13 ページの整理番号 101 番以外の分について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

= 議案番号第 52 ～ 56 号 =

議長 続きまして、5「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指

名について」を議題とします。

議案番号第 52 号から 56 号の農地の売渡し希望について、一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 議案書 10 ページ、農地の売渡し希望でございます。

議案番号第 52 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、太原下の〇〇さんです。

申請理由は、高齢のための農地処分でございます。

議案の位置図は、48 ページから 51 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 53 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新昌の〇〇さんです。

申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。

議案の位置図は、52 ページから 53 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 54 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇さんです。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、54 ページから 55 ページをご覧ください。

続きまして、議案書 11 ページ、議案番号第 55 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、日登の〇〇さんです。

申請理由は、体調不良による農地処分でございます。

議案の位置図は、56 ページから 57 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 56 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、高町の〇〇さんです。

申請理由は、後継者がいないための農地処分でございます。

議案の位置図は、58 ページから 59 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 52 号から 56 号でした。

白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)の規定により、農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名することになっています。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。

もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになりますので、それぞ

れ2名、あっせん委員の指名をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 議案番号第52号から56号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員2名の選任についてよろしくをお願いします。

議長 議案番号第52号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第53号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第54号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第55号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第56号
委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。
議案番号第52号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第53号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第54号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第55号、○番 ○○委員、○番 ○○委員
議案番号第56号、○番 ○○委員、○番 ○○委員であっせん委員をよろしく
お願いします。

議長 次に、事務局の担当職員をお願いします。

事務局長 事務局担当者については、議案書記載のとおりです。
連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

- 1 合意解約の報告
- 2 形状変更届出について
- 3 農地パトロールの報告

議長 報告が終わりましたので、続きまして事務局から業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 令和7年 第4回白石町農業委員会総会の日時及び場所
日時 : 令和7年4月8日(火)9時00分
場所 : 白石町役場 3階 大会議室

- 2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時22分
